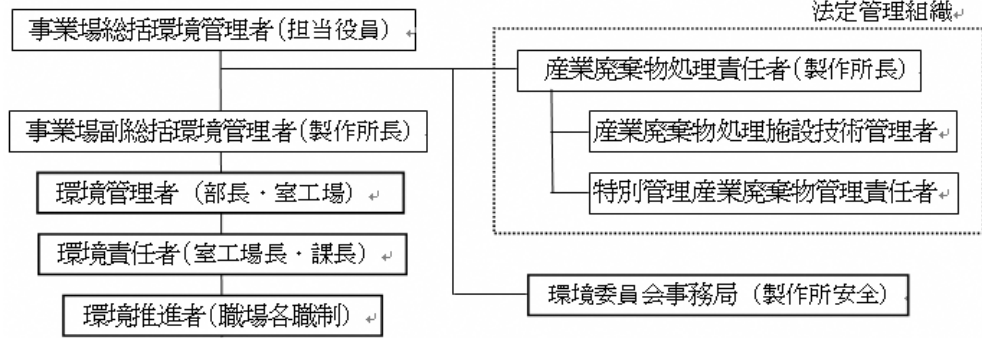


産業廃棄物処理計画書 令和 4年 6月 21日	
豊橋市長 殿	
提出者 住所 愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地 名称 株式会社デンソー 代表者 取締役社長 有馬 浩二 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0566-25-5511	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社デンソー 豊橋製作所
事業場の所在地	愛知県豊橋市明海町3-23
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	31：輸送用機械器具製造業
② 事業の規模	製造出荷額：526億円
③ 従業員数	1210人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	カーエアコン、サーボモータモジュール、家庭用給湯機用部品製造 鉄素材加工 : 金属くず(研磨粉)→脱水・乾燥後、再生処理業者油水分離・圧縮後金属回収して再資源化 樹脂素材加工 : 廃プラ→中間処理業者へ委託して処理後、再資源化 部品処理加工 : 汚泥→自ら脱水処理した残渣を中間処理業者で混練して、セメント原料として再資源化 : 廃酸、廃アルカリ→中間処理業者PH調整後、焼却、エマルジョン燃料 再資源化 : 廃油→中間処理業者で濃縮処理後、焼却、エマルジョン燃料再資源化 組付・物流 : 木くず(パレット)→再生処理業者で破碎後、RPF燃料として再資源化 設備・装置 : ガラス陶磁器くず→再生処理業者で破碎後、セメント原料として再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和3年度)実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 1. カーエアコン用クラッチ(DLプーリ)生産ラインから排出するタブレットを、再生原料として売却する。 2. 設備の故障低減及び寿命延長を推進し、リビルト品の排出量を低減させる。		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 1. 物流用梱包用部品の再利用タイプへの切り替えを推進する。 2. 洗浄液等の再生装置導入により、ロングライフ化して使用量を低減する。 3. 設備の故障低減及び寿命延長を推進し、リビルト品の排出量を低減させる。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 02:汚泥、03:廃油、04:廃酸、05:廃アルカリ、06:廃プラスチック類、07:紙くず、08:木くず、12:金属くず、13:ガラス陶磁器くず、50:引火性廃油、53:感染性廃棄物
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 平成13年にゼロエミッションを達成し、分別促進に関してはひと段落している。現在は期間従業員等へのルールの周知徹底を重点に取り組んでいる。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】 なし		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 なし		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	4,521 t	— t
	(これまでに実施した取組) 排水処理場からの汚泥脱水効率を高め、汚泥の排出量を低減した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	4,521 t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】なし		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】なし		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
1. 現在定期的に排出される廃棄物で埋立処理されているものはない。 2. 今後もこの状態（ゼロエミッション）を維持・継続する。			

②計画	【目標】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

